

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|--------------------|
| 2 | 健康管理に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

城里町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県東茨城郡城里町長

公表日

令和4年1月20日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 健康管理に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき実施する事務、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。</p> <p>1 予防接種に関する事務</p> <p>①予防接種の実施に関する事務</p> <p>②予防接種費用の支給又は徴収に関する事務</p> <p>③予防接種の記録の保存に関する事務</p> <p>④ワクチン接種記録システム(VRS)に関する事務</p> <p>⑤新型コロナウイルス感染症予防接種の記録及び接種記録の照会・提供に関する事務</p> <p>⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務</p> <p>2 母子保健に関する事務</p> <p>①保健指導の実施に関する事務</p> <p>②新生児の訪問指導に関する事務</p> <p>③健康診査の実施に関する事務</p> <p>④妊娠の届出に関する事務</p> <p>⑤母子健康手帳の交付に関する事務</p> <p>⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>⑦低体重児の届出に関する事務</p> <p>⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務</p> <p>⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務</p> <p>⑩養育医療の費用の徴収に関する事務</p> <p>3 健康増進事業に関する事務</p> <p>各種検診(胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患)の実施・データ管理・対象者確認(一次及び精密)に関する事務</p> <p>なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を經由して受領することができる。 また、郵送等による通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用した通知を行うことができる。</p> |
| ③システムの名称 | 健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーサービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、ワクチン接種記録システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 予防接種管理ファイル、妊産婦管理ファイル、乳幼児健診管理ファイル、成人健診管理ファイル、受給者ファイル、児童ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(10,49,76,93の2項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、40条、54条 番号法第19条第16号 番号法第6号 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p> |
| ②法令上の根拠 | <p>情報照会事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19、70、115の2 番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第39条、第50条、第59条の2</p> <p>情報提供事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、16の3、26、56の2、87、102の2、115の2 番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第19条、第30条、第44条、第50条 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 健康保険課 |
| ②所属長の役職名 | 健康保険課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| 総務省、地方公共団体情報システム機構 | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | <p>城里町役場 総務課</p> <p>茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25</p> <p>029-288-3111</p> |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | <p>城里町役場 健康保険課</p> <p>茨城県東茨城郡城里町石塚1428-25</p> <p>029-288-3111</p> |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和2年1月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| | | |
|---|--|--|
| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
| [基礎項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|---|------|-------------------------------------|
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 予防接種法に基づく予防接種の実施、母子保健法、健康増進法に関する事務など、健康増進法第17条第1項または第19条の2の健康増進事業の実施に関する事務 | <p>予防接種法、母子保健法、健康増進法に基づき実施する事務、統計報告資料作成、データ分析等の処理を行う。</p> <p>1 予防接種に関する事務 2 母子保健に関する事務</p> <p>①保健指導の実施に関する事務 ②新生児の訪問指導に関する事務 ③健康診査の実施に関する事務 ④妊娠の届出に関する事務 ⑤母子健康手帳の交付に関する事務 ⑥妊産婦の訪問指導の実施に関する事務 ⑦低体重児の届出に関する事務 ⑧未熟児の訪問指導の実施に関する事務 ⑨養育医療の給付または養育医療に要する費用の支給に関する事務 ⑩養育医療の費用の徴収に関する事務</p> <p>3 健康増進事業に関する事務</p> <p>なお、妊娠届及びその添付書類については、窓口での受領のほか、サービス検索・電子申請機能を経由して受領することができる。 また、郵送等による通知以外に、マイナポータルのお知らせ機能を利用し、通知を行うことが</p> | | 子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバー、宛名管理システム | 健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーサービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらぎ電子申請・届出サービス | | 子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため |
| | I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表第一(10,49,76項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(10条,54条) 健康増進法第17条 予防接種法施行規則第10条 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記)第9条第1項 別表第一(10,49,76項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条, 40条, 54条 | | 子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|--|--|--|------|--------------------------------------|
| | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条7号別表第二の17, 18, 19項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条、第30条及び第44条 | 情報照会事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 17, 18, 19, 70 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) 第13条、第39条 情報提供事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 26, 56の2, 87 ・別表第二省令 第19条、第30条、第44条 | | 子育てワンストップサービス導入に伴う電子申請による取扱いを開始するため |
| | II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か | 平成26年12月1日時点 | | 事後 | 時点修正 |
| | II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か | 平成27年12月1日時点 | | 事後 | 時点修正 |
| | IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 | 委託しない | 2)十分である | | |
| | IV リスク対策 5. 特定個人情報お提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを除いた提供を除く。) | 提供・移転しない | 2)十分である | | |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 1 予防接種に関する事務 | 1 予防接種に関する事務 ①予防接種の実施に関する事務 ②予防接種費用の支給又は徴収に関する事務 ③予防接種の記録の保存に関する事務 ④ワクチン接種記録システム(VRS)に関する事務 ⑤新型コロナウイルス感染症予防接種の記録及び接種記録の照会・提供に関する事務 ⑥新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に関する事務 | | ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更により |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーサービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス | 健康管理システム、宛名管理システム、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、中間サーバーサービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス、ワクチン接種記録システム | | ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更により |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|--------------------------------------|
| | I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名 | 予防接種管理ファイル、妊産婦管理ファイル、乳幼児健診管理ファイル、成人健診管理ファイル | 予防接種管理ファイル、妊産婦管理ファイル、乳幼児健診管理ファイル、成人健診管理ファイル、受給者ファイル、児童ファイル | | ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更により |
| | I 関連情報 3. 個人番号の利用 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表第一（10,49,76項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、40条、54条 | <ul style="list-style-type: none"> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」と表記）第9条第1項 別表第一（10,49,76,93の2項） 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、40条、54条 番号法第19条第16号 番号法第6号 | | ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更により |
| | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | <p>情報照会事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 17, 18, 19, 70 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（別表第二省令）第13条、第39条 <p>情報提供事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 26, 56の2, 87 別表第二省令 第19条、第30条、第44条 | <p>情報照会事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 70, 115の2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（別表第二省令）第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第39条、第59条の2 <p>情報提供事務</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 16の3, 26, 56の2, 87, 115の2 別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第19条、第30条、第44条 | | ワクチン接種記録システムによる他市町村への接種記録照会の運用の変更により |
| | I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 | 3 健康増進事業に関する事務 | 3 健康増進事業に関する事務 各種検診（胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患） の実施・データ管理・対象者確認（一次及び精 | | 健診結果の利活用に向けた情報連携の開始により |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----|---|---|---|------|------------------------|
| | I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠 | 情報照会事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 70, 115の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第39条、第59条の2 情報提供事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 16の3, 26, 56の2, 87, 102の2, 115の2 ・別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第19条、第30条、第44条 | 情報照会事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 17, 18, 19, 70, 115の2 番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二省令) 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第39条、第50条、第59条の2 情報提供事務 ・番号法第19条第7号 別表第二 16の2, 16の3, 26, 56の2, 87, 102の2, 115の2 番号法第19条第8号 別表第二項番102の2 ・別表第二省令 第12条の2、第12条の2の2、第19条、第30条、第44条、第50条 | | 健診結果の利活用に向けた情報連携の開始により |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |